

(城西人文研究第 20 卷第 2 号)

《書 評》

「会社主義」と法

——紹介＝東京大学社会科学研究所編『現代日本社会』（全 7 巻）——

述 田 齊

1. はじめに

慫慂されて、今日、御紹介致しますのは、東京大学社会科学研究所が 1985 年秋に発足させ、1986 年から五年余りにわたって行なってきた「現代日本社会——構造と特殊姓」と題する全体研究の成果として刊行されました『現代日本社会』（全 7 巻）（1991 年 5 月～1992 年 6 月）でございます（以下①～⑦は便宜シリーズの巻数を示す）。ただ、刊行・完結後間もない等諸々の事情がございますので、この席では、取り合えず、事前に御配り致しました関連文献の一覧を御紹介しながら、このシリーズの「キーワード」となっております「会社主義」（論）と法の関連なり関係について簡単な話題提供をさせて頂き、責めを塞ぎたい、と存じます。なお、テーマの関係で以下でも度々言及することになるかと思いますが、東京大学社会科学研究所がこの全体研究「現代日本社会——構造と特殊性」を進行させていたのとほぼ時期を同じくして、マルクス主義法学と概ね受け取られております民主主義科学者協会法律部会において四年間にわたって「新・現代法論」と呼ばれた議論が進められていたことに御留意下さい（さしあたり、西谷敏「現代法論の新たな展開に向けて」法の科学 15 号 207 頁（1987）、及び、法の科学 16 号（1988）〔特集 生活・社会構造の変化と法〕、法の科学 17 号（1989）〔特集 国家機能の変化と法〕、法の科学 18 号（1990）〔特集 国際比較における現代法〕、法の科学 19 号（1991）

〔特集 現代日本法の位相——新現代法論の総括〕所収の論稿を参照)。冒頭で触れました全体研究の運営委員会のメンバーの中では、広渡清吾、渡辺治の両教授が各々この「新・現代法論」に関して『法の科学』誌に論稿を寄せています(広渡清吾「新現代法論をめぐって」法の科学 16号 118頁(1988), 同「社会国家と会社主義——企業体制を中心とした西ドイツと日本の比較」法の科学 18号 63頁(1990), 渡辺治「現代日本の国家・法の構造——その形成と再編成——」法の科学 17号 6頁(1989)参照)。なお、これに先立つ60~70年代の「現代法論争」につきましても、さしあたり、戒能通厚教授などの論稿を御参照下さい(戒能通厚「現代法研究の視角と方法・1——書評=長谷川正安著『法学論争史』に代えて」法律時報 49巻 8号 84頁(1977), 同「現代法研究の視角と方法・2 完——書評=長谷川正安著『法額論争史』に代えて」法律時報 49巻 9号 90頁(1977), 同「『現代法論争』に関する覚え書き」片岡昇先生還暦記念・労働法学の理論と課題 151頁(1988), 戒能通厚=広渡清吾=前田達男「《座談会》 現代法論争の到達点と課題」季刊現代法 10号 49頁(1979)。なお、天野和夫=片岡昇=長谷川正安=藤田勇=渡辺洋三編・マルクス主義法学講座 全8巻(1976-1980)〔この講座については、分けても、長谷川正安、渡辺洋三、藤田勇、戒能通厚、渡辺治、水林彪、田山輝明の諸教授に依る「コメント&リプライ 『マルクス主義法学講座』の完結に寄せて1」法律時報 53巻 9号 83頁(1981), 「コメント&リプライ 『マルクス主義法学講座』の完結に寄せて2 完」法律時報 53巻 10号 88頁(1981)参照〕, 渡辺治「書評 長谷川正安著『憲法現代史(上・下)』」法律時報 54巻 7号 101頁(1982), 同「一九八〇年代日本の国家体制・その方向——帝国主義的国家体制の確立をめぐって——」法の科学 11号 6頁(1983), 同「時代の概観と革新的法律学の課題・総論」法律時報 60巻 11号 48頁(1988), 同「渡辺洋三・『現代法』論の形成」法律時報 60巻 11号 77頁(1988)参照)。

さて、「戸原方式」=「 β 型共同研究」(坂野潤治「戦前日本の『自由』, 『平等』, 『成長』」UP通巻 234号(21巻 4号) 34頁(1992)参照)を採った, このシリーズ『現代日本社会』(全7巻)につきましても, シリーズ 第1巻 課

題と視角 について、『社会科学研究』誌上に書評と合評会が各々公にされております（内田満「書評 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 1 課題と視角』」社会科学研究 43 巻 6 号 201 頁（1992）、「合評会 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 1 課題と視角』」社会科学研究 43 巻 6 号 209 頁（1992）〔報告＝石田雄・林健久，及び，討論〕）。なお，最近引き続いて，シリーズ 第 2 巻 国際比較 [1] について，「合評会 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 2 国際比較 [1]』」社会科学研究 44 巻 1 号 174 頁（1992）（報告＝佐々木隆雄・高橋進，及び，討論）が公にされたことを付記して置きます。

また，諸々の雑誌・著書におきましても書評，回顧，あるいは，言及なりが漸くみられるようになりました（例えば，森英樹「《学会展望》 憲法」公法研究 53 号 216 頁，222～223 頁（1991），同「《学会展望》 憲法」公法研究 54 号 244 頁，251～252 頁（1992），加藤哲郎・社会と国家 63 頁（1992）〔但し，同書 106～107 頁，233 頁は「法人資本主義」に言及し，「企業社会」分析に接続させており，また，随所でレギュラシオン学派の所説に触れていますが，後者の点では，更に，平田清明＝山田鋭夫＝八木紀一郎編・現代市民社会の旋回（1987），平田清明「現代市民社会と国家」経済評論 41 巻（通巻 47 巻）8 号 2 頁，特に，10～13 頁（1992），山田鋭夫「企業社会と市民社会——トヨタイズム日本をこえて」同誌 14 頁，加藤哲郎「スウェーデンモデルか，日本モデルか」同誌 23 頁。併せて，伊藤誠「ポスト・フォーディズムと日本資本主義」経済科学通信 67 号 35 頁（1991）——後に，基礎経済科学研究所編・日本型企業社会の構造 96～140 頁（1992）（《追記》含む）参照〕，馬場宏二教授の「成長」史観と会社主義論に論及した，昼神洋史「現代日本の『社会』と『国家』分析の課題と視角をめぐって」季刊窓 13 号 161 頁，特に，164～166，169～173 頁（1992）参照）。なお，『社会科学研究』誌や『UP』誌などに，関係者——分けても，運営委員会のメンバー——の手に成る重要な論稿が掲載されていることを附言して置きます（馬場宏二「アメリカの覇権について——『現代日本社会』補遺 1——」社会科学研究 43 巻 4 号 299 頁（1991），同「労働につ

いて若干——『現代日本社会』補遺 2——」社会科学研究 43 巻 6 号 187 頁 (1992), 同「現代日本と会社主義」UP 通巻 232 号 (21 巻 2 号) 6 頁 (1992), 坂野潤治「戦前日本の『自由』, 『平等』, 『成長』」UP 通巻 234 号 (21 巻 4 号) 34 頁 (1992), 田端博邦「『会社主義』再考」UP 通巻 235 号 (21 巻 5 号) 30 頁 (1992), 広渡清吾「『会社主義』と法の役割」UP 通巻 236 号 (21 巻 6 号) 33 頁 (1992), 和田春樹「『世界戦争の時代』と現代日本」UP 通巻 237 号 (23 巻 7 号) 20 頁 (1992), 柴垣和夫「『国際化』をめぐって——『現代日本社会 7』補遺」UP 通巻 238 (21 巻 8 号) 20 頁 (1992), 有賀弘「社会科学と共同研究」UP 通巻 239 号 (21 巻 9 号) 13 頁 (1992), 馬場宏二=坂野潤治「現代社会を日本から斬る」東京大学新聞 1991 年 6 月 25 日・文化欄, 馬場宏二「キーワードは『会社主義』 共同研究『現代日本社会』を終えて」朝日新聞 1992 年 9 月 14 日夕刊・文化欄など)。

なお, 最近, 東大社研シンポジウム「日本の社会民主主義——社会主義とは何か? (その 2)——」の記録が社会科学研究 44 巻 1 号 (1992) に収録・刊行されました。報告=坂野潤治「民本主義と社会民主主義」(同誌 2 頁), 佐々木毅「戦後政治と野党」(同誌 21 頁), 渡辺治「企業社会と社会民主主義」(同誌 35 頁), コメント=兵藤釗・高橋彦博・西田美昭 (同誌 61 頁), 討論 (同誌 77 頁), 寄稿=暉峻衆三「第二回社研シンポジウム雑感」(同誌 98 頁), 東條由紀彦「西欧社会民主主義と日本の『社会民主主義』」(同誌 105 頁) が収められていますので, 是非参照して下さい。

シリーズ全 7 巻の関連文献につきましては, 取り合えず別紙一覧を御覧頂くこととして (関連文献一覧は予想外に膨大なものになったので, 本稿では除き, 適宜, 本文中に関連文献を掲げるに止めた。なお, 付記参照), 先ず, 全巻の総評から入るのが便宜だろうと思料されます。なお, 皆さんに前以て御断わりして置きたいのは, 私事に及び恐縮ですが, 特にドイツ法・法史を研究対象としております私自身は, 運営委員会「序論 現代日本社会の構造と特殊性——

問題の提起——」①1頁，6～12頁が論及している加藤榮一教授に代表される「『現代』＝組織化視角」（「『現代』＝組織化と社会主義への対応」と馬場宏二教授に代表される「『現代』＝成長視角」（「『現代』＝成長と富裕化」という「二つの有力な『現代資本主義』＝『現代』像」の内では，寧ろ，前者——加藤榮一教授の業績にこれ迄多くを学んで来ました。

代表的なものとして，加藤榮一・ワイマル体制の経済構造（1973），同「現代資本主義の歴史的位相——『反革命』体制の成功とその代価——」経済セミナー 227号 35頁（1974），同「現代資本主義論の視角」経済学批判創刊号 9頁（1976），同「現代資本主義論の方法をめぐって——榎本正敏氏の批判に答える」経済学批判 3号 234頁（1977），同「資本主義の発達と国家——帝国主義段階における国家の役割——」大内秀明＝柴垣和夫編・現代の国家と経済 95頁（1979），同「現代資本主義研究の動向」佐伯尚美＝佐美光彦＝石川経夫編・マルクス経済学の現代的課題 53頁（1981），同「福祉国家財政の国際比較」東京大学社会科学研究所編・福祉国家 第3巻 福祉国家の展開〔2〕 271頁（1985），同「福祉国家と社会主義」社会科学研究 38巻 5号 267頁（1987），同「西ドイツ福祉国家のアポリア——社会給付の『効率化』と年金改革論——」東京大学社会科学研究所編・転換期の福祉国家〔上〕 215頁（1988），同「現代資本主義の歴史的位相」社会科学研究 41巻 1号 1頁（1989），同「SPD・福祉国家・社会主義」社会科学研究 43巻 1号 18頁（1991），同「福祉国家システムの再編——プライベート化の歴史的意味——」①85頁（1991），同「国家の役割」戸原四郎＝加藤榮一編・現代のドイツ経済——統一への経済過程 177頁（1992），同「ドイツ福祉国家財政の再編成」林健久＝加藤榮一編・福祉国家財政の国際比較 169頁（1992）など。

その他，氏原正治郎＝戸塚秀夫＝徳永重良＝加藤榮一＝熊沢誠「座談会 現代資本主義と労働問題——『現代労働問題』の研究手法の検討を含めて——」書齋の窓 265号 1頁（1977），池上惇＝加藤榮一＝兵藤釗＝高内

俊一「シンポジウム 国家独占資本主義と現代民主主義」季刊現代と思想 36号 208頁 (1979)。

従いまして、シリーズの「キーワード」となっております馬場宏二教授らの「会社主義」(論)には必ずしも好意的という訳ではございません。もっとも、現代日本社会の分析におけるその有効性を卑しめるものでは勿論ございませんが(この点では、広渡清吾「社会国家と会社主義——企業体制を中心とした西ドイツと日本の比較」法の科学 18号 63頁, 特に, 64~69, 80~81頁 (1990), 同「ドイツの社会と法」戒能通厚 = 広渡清吾・法律学への第一歩 V 外国法——イギリス・ドイツの社会と法——151頁, 特に, 219~244頁 (1991) 参照)。

2. 「会社主義」(論) をめぐって

さて、シリーズ『現代日本社会』全7巻の総評に入らせて頂きます。一見しますと、当然のことながら全論文がそうだという訳ではございませんが、「会社主義」(論)がこのシリーズの基調, と申しますか、「キーワード」のように思料されます。既存の社会科学の理論的枠組に訣別し、「発想の転換」を志向した訳です(馬場宏二 = 坂野潤治「現代社会を日本から斬る」東京大学新聞 1991年6月25日・文化欄参照)。

この点は、戦前来の「講座派」的ないし「労農派」的史観, あるいは、「戦後性」「後進性」といった高度成長の説明要因, より広く、現代日本社会の分析視角と係わりますが、関係者の言及として、シリーズ全体に関しては、刊行前ですと、渡辺治「現代日本社会像の再構成」UP通巻200号(18巻6号)21頁(1989), 刊行後ですと、「合評会 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 1 課題と視角』」社会科学研究 43巻6号209頁, 特に, 232~234頁(1992)(討論における渡辺治教授の発言), 馬場宏二「現代日

本と会社主義」UP 通巻 232 号 (21 巻 2 号) 6 頁, 6~7 頁 (1992), シリーズ 第 4 巻 歴史的な前提 については, 坂野潤治「戦前日本の『自由』, 『平等』, 『成長』」UP 通巻 234 号 (21 巻 4 号) 34 頁 (1992) などが示唆に富みます。シリーズ中では, 運営委員会「序論 現代日本社会の構造と特殊性——問題の提起——」①1 頁, 特に, 1~12, 22~23 頁, 坂野潤治「序論 西欧化としての日本近現代史」④1 頁他参照。

即ち, 馬場宏二教授に依って呈示・喧伝され (馬場宏二・教育危機の経済学 (1988) 第 1 部所収の論稿, 及び, 同「資本主義 社会主義 会社主義」経済理論学会年報 第 25 集 社会主義の理念と現実 255 頁 (1988) 参照), 橋本寿朗教授が嘗て電気通信大学・法政大学在職時に豊饒化した, 例の「会社主義」(論) でございます。橋本寿朗教授自身は, 幾らか控え目に, 1987 年執筆の論文 (橋本寿朗「企業経営と労使関係——『会社主義』の構造と変化——」馬場宏二編・シリーズ世界経済Ⅳ 日本——盲目的成長の帰結——81~154 頁 (1989) 「後に, 改題・加筆修正されて, 橋本寿朗・日本経済論——二十世紀システムと日本経済—— (1991) 第四章 「会社主義」の構造) の「課題」を次のように記しています。

「このコンセプト〔「会社主義」——引用者〕は馬場宏二の提案したものであるが, それはいわばビュー・ポイントの提示にとどまっていたので, それに具体的内容を与えながら展開を試みる事が本章の課題である。ただ, この『会社主義』というコンセプトは教育問題, 日本企業の公害への対応, 家庭崩壊のきざし, 過疎・過密問題などの社会現象についての説明原理ともなるが, 本章ではその点には立ち入らない。」(橋本寿明「企業経営と労使関係——『会社主義』の構造と変化——」馬場宏二編・シリーズ世界経済Ⅳ 日本——盲目的成長の帰結——81 頁, 117 頁注 (1) (1989)。引用は, 橋本寿朗・日本経済論——二十世紀システムと日本経済——208 頁注 (1) (1991) に依った)

上の引用において、「ただ、この『会社主義』というコンセプトは……社会現象についての説明原理ともなる」と述べられている箇所は、いわゆる「企業社会」（「企業の社会的支配」）論に接続しますが、「企業社会」論、及び、それと「会社主義」論との関係については、時間に余裕が在れば、触れたいと思います。が、取り合えず、このシリーズ全7巻の中では、運営委員会「序論 現代日本社会の構造と特殊性——問題の提起——」①1頁、14頁に「……『会社主義』は、単に成長の梃子となったばかりでなく、その競争と経済主義イデオロギーは社会の全体を覆った。また、その影響は労働組合のあり方や、政治、教育、家族にも及んで、現代日本社会の構造を規定したのである。」という叙述がみられることに御注意頂きたいと思います。

さて、このシリーズの「キーワード」である「会社主義」（論）は、馬場宏二教授に依りますと——長い引用になりますが、纏まっていますので紹介します——

「……戦後の世界を代表するほどの日本の経済的發展をもたらしたのは、編者〔馬場宏二教授を指す——引用者〕のいわゆる会社主義であった。〔例えば、大内力・日本経済論 上（1962）に依って——引用者〕高度成長に関する有力な説明要因とされた日本資本主義の『戦後性』は戦後復興の終了とともに、その『後進性』はいわゆる二重構造の解消とともに、有効性を失ってくる。日本経済の強靱な発展力は、かえってその後に発揮され、内外で改めて意識されるに至ったのであるが、その原因はひとまず、高度成長までに形成されオイルショック後にますます強化された会社主義に求める他ない。

『会社主義』の一面は、従業員の強烈な会社帰属意識である。むろんその基盤に、日本的経営と称されるような、競争的資本主義と企業内共同性との複合した機構がある。そこには、所有による支配や階級的格差が少なく、長期的雇用とあいともなう、利害の共同や昇進の可能性や参加がある。こうした意識と機構とが、急速な技術革新を含む会社自体の拡大や不調時の乗り越

えにきわめて適合的であることは改めていうまでもない。『会社主義』は他面では、社会全体の特質を意味する。戦後日本は何よりも経済成長社会だったが、経済成長の基軸は、国家企業でも個人有の零細企業でもなく、まさに会社形式をとった、大企業であった。それは、海外の高い技術を吸収し定着させるとともに急速に大規模化し、それによって日本経済に、縦の深化と横の拡大を同時にもたらしたのである。むろん、高度成長の動力としては、個人レベルの中小・零細企業の発展力をも充分評価しておかねばならないが、それらの多くは大企業諸会社との関連によって拡大したし、また、自ら会社化を指向し価値規範としていたのである。かくして『会社主義』は、個々の従業員や企業の行動規範であるとともに戦後日本の全体制を特徴づける呼称でもある。」(馬場宏二「序」馬場宏二編・シリーズ世界経済Ⅳ 日本——盲目的成長の帰結——7頁, 9~10頁(1989)参照)

また、シリーズ中での叙述に依りますと、「会社主義」は、「一方では、被雇用者の、強い企業帰属を指し、他方、会社主義は現代日本社会の体制の総括的呼称であり、「両者を会社という企業組織が媒介する。」のであって(最近公刊された、加藤哲郎・社会と国家 63頁(1992)は、「会社主義」を定義して、「広い意味では、第二次世界大戦後の日本の成長体制全体をさし、狭い意味では、企業の強い従業員凝集力をさすとし、「それを支えるのが、いわゆる日本的経営、日本的労使慣行」であると述べています。このような理解は、就中、馬場宏二「経済政策論と現代資本主義論」社会科学研究 41巻2号1頁, 55~56頁(1989)に近いと思われます)、「……発展史をふまえて、会社主義の断面図を……理念型的に述べると、「会社主義は、資本主義的競争と共同体的あるいは社会主義的關係との精妙な結合であり、この「二つの側面の結合は、」

- (1) 「所有者支配が弱い。」
- (2) 「従業員集団内部の格差や断絶が少ない。」
- (3) 「現場主義」
- (4) 「取引関係の長期性」

といった「四つの特徴に例示される。」とされています（馬場宏二「現代世界と日本会社主義」①29頁，62～63，71～73頁。なお，広渡清吾「序論 いま，何が問題か」⑥1頁，2頁が述べる，馬場宏二教授の「会社主義」の「核心的命題」は次のようなものです。——「現代日本社会の『会社』は，労働力商品の担い手としてもともと疎外された労働を行うしかなかった労働者が，会社の一定の内部構造にもとづいて，『主体として位置づけられ，むしろ競争と共同体性の両面から主体であることを強制されて，結局は資本である会社のための生産力の自己開発に向』かわせられる生産組織となっており，そこには『資本主義的競争と共同体的あるいは社会主義的関係との精妙な結合』がみられる」。引用は，馬場宏二「現代世界と日本会社主義」①29頁，74，71頁）。

あるいは，橋本寿朗教授の議論を参考に致しますと，「会社主義」の構造——日本経済の危機対応における成功をもたらした企業の生産システム——を概ね次のように要約し得る，と思います。

日本経済は就業構成から見て雇用者が75.8%を占め自営業主・家族従業員が減少しているから企業本位と言えるが，この時期企業規模別雇用構成比は高成長期と反対に逆転中規模化したけれども資産の集中度は高く，株式の法人企業への集中傾向は続いており，大企業本位制と言える。企業はさらに企業集団を形成しマトリックス型集団とピラミット型系列に結合している。企業集団は株式所有，役員派遣，系列融資および広く長期相対取引により結び付いている。集団内の企業はまた系列を形成し子会社を支配するがこれは新規部門への参入や労働コストの削減にあたり競争を合理的に利用しつつ外部経済を内部化するもの，と解される。日本における中小企業の比重は米よりもはるかに高く，この期商業で減少し対事業所サービスで増加したが，産業構成の変化においてもそのダイナミズムで貢献した。下請制も環境変化に対応し技術革新・コスト削減を長期的取引において実現して，企業の作業場内分業を企業間に意図的に作り出すものであった。

企業本位社会の企業内構造が「会社主義」である。日本企業の目的は利潤

率の極大化であるよりは新製品比率重視の企業成長にあり、利潤はそのための投資の手段とみなされる。経営目標が企業成長にあって収益性はそれほどには重視されず、株価・配当率はほとんど目標とならないとすれば、その何故が問題となるがそれは日本企業の従業員共同体観に求められよう。すなわち、企業の経営目標はまずもって従業員の雇用の安定の確保にあり、生活の保障にある。従業員は学卒とともに企業に「入社」し共同体員の資格を得る。アメリカでは70年代後半から80年代へ企業の買収・合併が盛んになるが、日本では合併とくに大企業の合併は少ない。株主が合併を意図しても従業員が共同体利益侵害と見なせば合併は困難となる。経営者は株主属性を持たず、専門経営者の市場もない。生え抜き経営者は構成員の合意と共感の範囲内で意思決定を行う。こうした共同体的企業がかくも効率的で競争的であったのは何故か、これが再び問題となる。それは採用が「就社」で「就職」でなく、職務義務が質においても作業量においても無限定的であって、外部条件変化に対する従業員の職務職種の柔軟な転換を可能にして日本企業経営の対応力を強靱にし、企業は従業員には条件変化の下で特定化された能力なしでも地位を保障できたためである。しかも長期にわたる能力と実績の評価を軸にする人事管理により、従業員は企業内で熾烈に競争して熟練を形成し多くの職務経験を積みながら習熟度を高めて順次昇進する。従業員共同体により経営者機能を拡散しつつ厳しい選抜の企業内競争をビルトインした柔構造が企業成長と従業員の個人的利益を一致させた。

失業率は米欧日のなかでとくに低く3%以下にとどまった。石油危機直前には過剰雇用が発生したが、まず労働時間が調整され次いで欠員不補充、「内部労働市場」における企業内移動、系列内移動が行われた。こうした雇用調整は当然ながら労働コストを高める。このコスト増はまずME化により吸収されるがME化が従来の技能を不要化するよりも従来技能に加えて新しい技能を求め、労働者もこれを肯定的に受容し、熟練を高めて変化に対応した。かくて多能工を軸とする労働組織は不変で、「協業に基づく分業」の従来の原理は変わらず共同の目的、情報の共有下に品質向上、コスト低減の

QC サークル運動が普及し、品質保障の TQC に至る。労組もまたこれに反対しない。労働者も会社員、企業員であって賃上げ要求も生産性上昇限度内で決着、労使関係の安定度は国際的に抜群である。他方、労働市場の価格機構回復の面もあり、パートタイマーや業務の外部委託等縁辺労働力を成長志向企業の労使関係から外部化し、市場機構を利用して労働コストを下げる現象も見落とせない。

予想外に随分と長い要約になりましたが（以上は、橋本寿朗「企業経営と労使関係——『会社主義』の構造と変化——」馬場宏二編・シリーズ世界経済Ⅳ 日本——盲目的成長の帰結——81 頁（1989）〔後に、加筆修正されて、橋本寿朗・日本経済論——二十世紀システムと日本経済——145～216 頁（1991）〕に拠って要約したものである。併せて、同「現代日本企業の組織と行動」経営志林 27 巻 1 号 123 頁（1990）、同「大企業体制の経済構造」⑤81 頁、特に、90～116 頁など参照）、「会社主義」の構造は概ね御理解頂けたと思います（なお、徳永・渡辺・大内先生還暦記念・現代の資本主義——構造と動態 352～353 頁（1992）〔小林正雄執筆〕参照）。ここでは更に、橋本寿朗教授がシリーズ中の論稿において、馬場宏二教授の「会社主義」論の問題点を指摘していることに御注意下さい（橋本寿朗「大企業体制の経済構造」⑤81 頁、特に、90～92 頁参照）。

なお、渡辺治教授の起稿に依る運営委員会「序論 現代日本社会の構造と特殊性——問題の提起——」①1 頁、13 頁は、現代日本の「成長要因」の一つとして会社主義をあげ、「『会社主義』には、広狭の二義があり、広義には、戦後日本の成長体制をさすが、ここで問題なのは狭義の『会社主義』すなわち企業の強い従業員凝集力であり、「その『会社主義』の構造としては、第一に経営者支配、第二に企業内の高い流動性、また、工職身分格差の撤廃、第三に経営者の現場主義などが、注目される。」と述べた上で、「『会社主義』の核を従業員同士の昇進・昇格をめぐる長期にわたる競争構造とみ」ていますが、このような理解については、「現代日本社会における『権威的支配構造』のゲネシ

ス論」に力点をおき、「戦後改革により制度上『民主主義的』形態をとることになった日本国家が戦前の天皇制的なそれに代わる新たな『権威的支配構造』によって内容的にみたされるプロセスを考察」した（藤田勇「序」藤田勇編・権威的秩序と国家 i 頁, iv～v 頁（1987）参照）、渡辺治「現代日本社会の権威的構造と国家」藤田勇編・権威的秩序と国家 181 頁（1987）（後に、渡辺治・企業支配と国家 55～108 頁（1991）所収——同論文については、高橋祐吉＝志水遼＝木下武男＝光岡博美＝深谷信夫「シンポジウム 日本の企業社会と労働組合〈その 2〉」賃金と社会保障 962 号 4 頁（1987）〔特に、志水遼「報告 2 企業社会の構造と労働組合運動——渡辺治『現代日本社会の権威的構造と国家』を素材として」及び「討論Ⅱ 渡辺治氏の理論化をどのように評価するか」（同誌 11～15, 21～29 頁）〕、田口富久治「書評 藤田勇編『権威的秩序と国家』」法律時報 60 卷 1 号 116 頁, 117～118 頁（1988）、深谷信夫「『企業社会』分析の課題——渡辺治『現代日本社会の権威的構造と国家』の検討」労働法律旬報 1248 号 4 頁（1990）など）を参照して下さい。この渡辺治教授の論文では、現代日本社会における「権威的支配構造」の「原基形態が、能力主義的競争秩序の確立を駆動力として大企業において創出されること、これが大企業の底辺労働者群、中小企業、公共部門へと波及し、さらに労働者家族を包摂しつつ全社会を統合するにいたり、ついには国家関係に『普遍化』して民主制の『権威的再編』を生ぜしめようとしていること、が分析され」ています（藤田勇「序」藤田勇編・権威的秩序と国家 i 頁, v 頁（1987）参照）。この点では、「『会社主義』というコンセプトは教育問題、日本企業の公害への対応、家庭崩壊のきざし、過疎・過密問題などの社会現象についての説明原理ともなる」という先に引用した橋本寿朗教授の示唆を想起して頂きたいと思います（橋本寿朗「企業経営と労使関係——『会社主義』の構造と変化——」馬場宏二編・シリーズ世界経済Ⅳ 日本——盲目的成長の帰結——81 頁, 117 頁注（1）（1989）〔後に、橋本寿朗・日本経済論——二十世紀システムと日本経済——208 頁注（1）（1991）〕参照）。なお、渡辺治・企業支配と国家 226 頁（1991）〔補遺〕には、「企業支配の特殊な構造がいかにして国家全体をつかむかという肝腎の点の分析が弱かっ

た。特に社会的支配と国家を媒介する国家装置の分析がほとんどできなかった」という著者自身のコメントがあります。この点では、関連して更に、「日本社会の競争主義的編成」を重視する、本間重紀「所有の権力とその社会的支配——生活構造・社会構造の変化と企業」法の科学 16号 77頁（1988）参照。

そして、更に、馬場宏二教授に依り、「会社主義の形成史」の「見取図のための暫定的な試み」が提示されます。——即ち、「原型形成期」（「感染期」）→「潜伏期」→「本格的形成期」（「発現期」）→「昂進期」がそれです（馬場宏二「現代世界と日本会社主義」①29頁，67～71頁）。この「形成史」の各々の劃期に照応する著作を敢えてシリーズ全7巻，あるいは，橋本寿朗教授の著作の中に求めてみますと（馬場宏二教授は世界経済論・アメリカ経済論が専門なのでここでは除かせて頂き，ここでは日本経済論を専門とする橋本寿朗教授に限っておきます），歴史的発展を通観したものとして，橋本寿朗「世界経済のなかの日本資本主義」桜井毅＝山口重克＝佐美光彦＝伊藤誠編・経済学Ⅱ資本主義経済の発展 337頁（1980），山崎広明「日本企業史序説——大企業ランキングの安定と変動——」⑤29頁，研究方法の発展について，橋本寿朗「日本経済論の方法——その歴史的発展——」桜井毅＝山口重克＝佐美光彦＝伊藤誠編・経済学Ⅱ資本主義経済の発展 429頁（1980），（1）「原型形成期」（「感染期」）には，橋本寿朗・大恐慌期の日本資本主義（1984），同「戦間期における重化学工業の展開」大内力教授還暦記念・マルクス経済学 理論と実証 205頁（1978），同「書評 山崎隆三編著『両大戦間の日本資本主義（上・下）』」史学雑誌 88編 7号 88頁（1979），同「戦間期日本資本主義分析の方法」歴史学研究 507号 25頁（1982），同「財閥のコンツェルン化」法政大学産業情報センター＝橋本寿朗＝武田晴人編・日本経済の発展と企業集団 91頁（1992）などに代表される戦間期資本主義の分析が，（2）「潜伏期」には，安田浩「官僚と労働者問題——産業報国会体制論——」④317頁，岡崎哲二「戦時計画経済と企業」④363頁，橋本寿朗「第二次世界大戦と日本資本主義」季刊クライシス 9号 118頁（1981）などが，（3）「本格的形成期」（「発現期」）には，橋本寿朗・日本経済論——二十世紀システムと日本経済——（1991）第二章 高度

成長のメカニズム（書き下ろし。31～69頁），同「戦後高度経済成長研究の成果と問題点」社会経済史学 52 卷 2 号 94 頁（1986），同「一九五五年」安場保吉＝猪木武徳編・日本経済史 第 8 卷 高度成長 57 頁（1989），同「高度成長はいかに準備されたか——成長の内的要因は何か——」経済セミナー 410 号 29 頁（1989）などが，（4）「昂進期」には——全体研究のテーマ「現代日本社会——構造と特殊性」からしてシリーズの研究対象がこの劃期に焦点を合わせていますから，橋本寿朗教授の著作のみ挙げ，シリーズ中からは挙げませんが——，橋本寿朗「石油危機後の産業発展」馬場宏二編・シリーズ世界経済Ⅳ 日本——盲目的成長の帰結——3 頁（1989），同「企業経営と労使関係——『会社主義』の構造と変化——」馬場宏二編・シリーズ世界経済Ⅳ 日本——盲目的成長の帰結——81 頁（1989）〔以上の二論文は，加筆修正，改題されて，各々，橋本寿朗・日本経済論——二十世紀システムと日本経済——（1991）第三章 石油危機と産業発展（71～143 頁），第四章 「会社主義」の構造（145～216 頁）〕，同「現代日本企業の組織と行動」経営志林 27 卷 1 号 123 頁（1990），同「大企業体制の経済構造」⑤81 頁などがそれぞれ挙げられると思いますが（なお，馬場宏二・現代資本主義の透視（1981），橋本寿朗「書評 馬場宏二著『現代資本主義の透視』」社会科学研究 34 卷 4 号 174 頁（1982）も併せて参照），これら総てが（縦令，橋本寿朗教授の著作だとしても）「会社主義」（論）に立つものでないことは，御断わりする迄もなく，至極当然のことでございます。なお，冒頭で触れました「新・現代法論」は，その関心が高度成長期以降の——取り分けても，石油危機以降の低成長期の社会的構造に集中していることからしますと（森英樹「『新・現代法論』総括の観点と課題」法の科学 19 号 8 頁，8～10 頁（1991）参照），上の諸劃期の内，分けても「本格的形成期」及び「昂進期」を俎上に載せることになります。

最後に，「会社主義の限界」。この点は，馬場宏二教授の旧稿に論及がみられます。関連する論及は，残念ながら，管見の限り，馬場宏二教授の最近の論稿にはみられませんが，御参考迄に列举致しますと，

(a) 「歴史的限界」

(b) 「社会的限界」

(c) 「ここ二、三年の変貌」

の三点が挙げられていますので、御参照下さい（馬場宏二「資本主義 社会主義 会社主義」経済理論学会年報 第25集 社会主義の理念と現実 255頁、262～265頁（1988）、同・教育危機の経済学 108～112頁（1988）参照）。また、橋本寿朗教授が「会社主義の修正」について論じている点が注目されます（「大企業体制の経済構造」⑤81頁、116～124頁）。特に、「会社主義の修正の条件としてもっとも重要な」点として、「ホワイトカラーに広く参加資格を与え、能力平等主義が維持されている点が修正されるかどうか」が挙げられていることに御注意下さい（118～123頁参照）。

このような「会社主義の限界」なり、「会社主義の修正」の可能性に留意することで、「会社主義」——広義の意味における、と共に、狭義の意味におけるそれが立脚する法的編成、及び、「会社主義」に対する「法の役割」——対抗戦略——を考えていくことが有益なことは言を待ちませんが、生憎とシリーズ中には纏まった叙述が見られません。至極残念なことだと思います（この点を自覚的に論じた、広渡清吾「『会社主義』と法の役割」UP通巻236号（21巻6号）33頁（1992）参照。なお、「合評会 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 1 課題と視角』」社会科学研究43巻6号209頁（1992）〔特に、石田雄教授の報告、及び、討論〕）。もっとも、「会社主義」を克服する視点・回路を「経済発展力」重視（端的には、馬場宏二「キーワードは『会社主義』共同研究『現代日本社会』を終えて」朝日新聞1992年9月14日夕刊・文化欄参照）の「会社主義」（論）自体に期待すること自体、ないものねだりなのかも知れませんが。

3. 「会社主義」（論）の周辺

ところで、以上の「会社主義」（論）に関連する議論として、例えば、

(1) 「法人資本主義」（「会社本位主義」）論（ここでは、入手し易い奥村宏教

授の若干の論著を掲げておきます。奥村宏・法人資本主義の構造（1975）、同・法人資本主義——「会社本位」の体系——（1984）、同・新版 法人資本主義の構造（1991）、同・〔改訂版〕法人資本主義——「会社本位」の体系（1991）、同・解体する「系列」と法人資本主義（1992）、同・会社本位主義は崩れるか（1992）、同「法人資本主義と企業系列、企業集団」経済法学会年報 12号（通巻34号）日本企業の構造・行動と法 87頁（1991）、同「法人資本主義の原理とその解体 会社本位主義の成立と変化の条件」季刊窓 12号 28頁（1992）など。関連文献をも含めて、併せて、柴垣和夫「いわゆる法人資本主義についての覚書——国家独占資本主義論との関連で——」社会科学研究 33巻 5号 243頁（1981）、同「いわゆる法人資本主義についての覚書（承前）——国家独占資本主義論との関連で——」社会科学研究 33巻 6号 253頁（1982）、馬場宏二「資本主義 社会主義 会社主義」経済理論学会年報 第25集 社会主義の理念と現実 255頁、259～260頁（1988）、同・教育危機の経済学 102～104頁（1988）。なお、柴垣和夫「日本の『会社主義』はこのままでは続かない 全員参加型経営システムをどう克服するか」週刊エコノミスト 70巻 10号（通巻3000号）30頁、32～34頁（1992）など参照、

(2) 「企業社会」(「企業の社会的支配」)論(渡辺治教授の著作は、一括して後に掲げます。その他、高橋祐吉・企業社会と労働組合(1989)、戸木田嘉久=成瀬龍夫=角谷登志雄=渡辺治「シンポジウム 日本型『企業社会』を考える」経済 326号 8頁(1991)など。なお、最近、基礎経済科学研究所編・日本型企业社会の構造(1992)が公刊されました。興味深い論稿や指摘を多く含んでいますが、同書の検討は別の機会に譲りたいと思います)、

(3) 「(高度)企業国家」論(例えば、後房雄・グラムシと現代日本政治「受動的革命」論の思想圏(1990)[同書については、運営委員会のメンバーである渡辺治教授の書評があります。渡辺治「ブックアリーナ『受動的革命』と変革の展望 後房雄著『グラムシと現代日本政治』」季刊窓 8号 137頁、特に、140～144頁(1991)参照])。なお、このシリーズ中では、田端博邦「序論 現代日本の企業・社会・国家」⑤1頁、18頁に「……総体として国家機能は

『福祉国家』というより、『企業国家』というべきものであったろう。このような意味において、日本の政府部門の『企業国家』的な性格を語ることもできるとすれば、それは、経済社会における『会社主義』的構造と対をなしているのである。」という叙述が見られます）

などが想起されます（なお、会社主義論と「日本の経済成長を政府主導型ととらえ、いわゆる政官財複合を重視する」「日本株式会社論」との相違については、馬場宏二「現代世界と日本会社主義」①29頁、63頁参照）。が、時間に余裕がございませんので、以上の議論総てについて触れることは出来ませんが、さしあたり、渡辺治教授に代表される「企業社会」論にのみ、橋本寿朗教授の上記の示唆——「教育問題、日本企業の公害への対応、家庭崩壊のきざし、過疎・過密問題などの社会現象についての説明原理としての」「会社主義」（論）との関係という文脈において、出来れば後程触れたいと思います。

さて、馬場宏二、橋本寿朗の両教授が、シリーズ全7巻中に各々、馬場宏二「現代世界と日本会社主義」①29頁、同「序論 いま、なぜ欧米か」②1頁、同「アメリカ資本主義の投機性」②37頁、橋本寿朗「大企業体制の経済構造」⑤81頁を寄せていることは、御配り致しました別紙目次の通りです。このような類の論調は、例えば、渡辺治教授が起稿致しました、運営委員会署名の「序論 現代日本社会の構造と特殊性——問題の提起——」①1頁、特に、8～10、12～17頁、馬場宏二「現代世界と日本会社主義」①29頁、特に、61～80頁、有賀弘「政治社会の変容と政治思想」①129頁、特に、151頁、渡辺治「現代日本国家の特殊な構造」①201頁、橋本寿朗「大企業体制の経済構造」⑤81頁、特に、90～124頁、田端博邦「序論 現代日本の企業・社会・国家」⑤1頁、特に、8～19、21、24頁、広渡清吾「序論 いま、何が問題か」⑥1頁、特に、2～7頁、柴垣和夫「経済大国日本の国際的課題」⑦363頁、特に、382～388頁、大沢真理「現代日本社会と女性——労働・家族・地域——」⑥33頁、特に、73～77頁（関連して、同「産業構造の再編と『雇用の女性化』——1973～85年——」栗田健編著・現代日本の労使関係 効率性のバランスシート 103頁（1992）参照）等々に端的に現われております（もっとも、これ

ら総てが馬場宏二、橋本寿朗両教授の説く「会社主義」(論)を無批判に受け容れている訳でないことは当然のことです)。また、これに極めて近似する、あるいはまた、好意的な議論と致しましては、御承知の通り、先に言及しました「企業社会」論を嚮導する渡辺治教授の一連の論稿がございます。また、シリーズ中では、渡辺治「現代日本社会と社会民主主義——『西欧型社会民主主義』への模索とその隘路——」⑤271頁(併せて、同「企業社会と社会民主主義」社会科学研究44巻1号35頁(1992)参照)、田端博邦「現代日本社会と労使関係——労働運動における『企業主義』と『労働組合主義』——」⑤217頁(併せて、同「現代日本の労資関係と国家——国際比較の視点から——」藤田勇編・権威的秩序と国家229頁(1987)参照)、公的住宅の貧困、住宅確保を通じての労働者の企業依存の深化、そして企業法人による資産としての(さらには投機としての)土地保有の拡大、これらの連鎖のなかで成立する日本社会の土地問題に「会社主義」の刻印をみている、金子勝「企業社会の形成と日本社会——『資産所有民主主義』の帰結——」⑤125頁(なお、併せて、金子勝「『高度成長』と国民生活」歴史学研究会=日本史研究会編・講座 日本歴史 第12巻 現代2 45頁(1985)参照)などが在る訳です。

このような「会社主義」(論)につきましても、運営委員会(有賀宏=委員長、馬場宏二、柴垣和夫、坂野潤治、和田春樹、田端博邦、広渡清吾、渡辺治)のメンバーに依って概ねのところ好意的に受け止められており、他の機会におきましても、先に触れましたように、「会社主義」論を嚮導して来た馬場宏二教授(代表的な著書・論文として、馬場宏二・富裕化と金融資本(1986)〔併せて、馬場宏二「『富裕化と金融資本』をめぐって」社会科学研究40巻3号51頁(1988)参照。書評として、山口重克「書評 馬場宏二著『富裕化と金融資本』」社会科学研究38巻5号289頁(1987)〕、同・教育危機の経済学(1988)〔書評として、日高晋「書評 馬場宏二著『教育危機の経済学』」社会科学研究40巻3号202頁(1988)〕、「現代日本の焦点——経済的側面から——」社会科学研究38巻4号212頁(1986)〔後に、同・教育危機の経済学127～162頁(1988)所収〕、「資本主義 社会主義 会社主義」経済理論学会年報 第

25 集 社会主義の理念と現実 255 頁 (1988), 「過剰効率社会というところ」社会科学 40 巻 6 号 287 頁 (1989), 「経済政策論と現代資本主義論」社会科学 41 巻 2 号 1 頁, 特に, 52~66 頁 (1989), 「現代世界と日本会社主義」① 29 頁, 特に, 61~80 頁, 「現代日本と会社主義」UP 通巻 232 号 (21 巻 2 号) 6 頁 (1992) など, 先の要約に見られますように「成長志向型企業構造」「企業本位社会」及び企業集団・企業間関係と「長期相対取引の合理化メカニズム」を重視する橋本寿朗教授 (例えば, 「企業経営と労使関係——『会社主義』の構造と変化——」馬場宏二編・シリーズ世界経済Ⅳ 日本——盲目的成長の帰結——81 頁 (1989) [後に, 加筆修正されて, 同・日本経済論——二十世紀システムと日本経済——145~216 頁 (1991)], 「現代日本企業の組織と行動」経営志林 27 巻 1 号 123 頁 (1990), 「大企業体制の経済構造」⑤ 81 頁, 特に, 90~116 頁。なお, 企業集団については, 最近, 橋本寿朗教授を編者の一人とする, 法政大学産業情報センター=橋本寿朗=武田晴人編・日本経済の発展と企業集団 (1992) が公刊されました) はもとより, 運営委員会 (「序論 現代日本社会の構造と特殊性——問題の提起——」① 1 頁, 特に, 8~10, 12~17 頁。同論文は, 加藤榮一教授に代表される「『現代』=組織化視角」(「『現代』=組織化と社会主義への対応」) と馬場宏二教授に代表される「『現代』=成長視角」(「『現代』=成長と富裕化」) という「二つの有力な『現代資本主義』=『現代』像」に共に言及しながらも (6~12 頁), 「会社主義」が依って立つ後者の「『現代』像」——「『現代』=成長視角」(「『現代』=成長と富裕化」)——を一見したところ好意的に受け止めているように思われますが, この点については, 「合評会 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 1 課題と視角』」社会科学 43 巻 6 号 209 頁, 220~221, 234 頁 (1992) [林健久教授の報告における指摘, 及び, 討論における渡辺治教授の発言]。また, 「高度経済成長が福祉国家を規定する面と, 福祉国家が経済成長を規定する面との二側面」を論じた, 加藤榮一「現代資本主義の歴史的位相」社会科学 41 巻 1 号 1 頁, 特に, 13~24 頁 (1989), 「現代的政策」における「成長と福祉の共棲」に言及した, 馬場宏二「経済政策論と現代資本主義論」社会科学 41 巻 2 号 1

頁, 特に, 41~52頁 (1989), 「合評会 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 1 課題と視角』」社会科学研究 43 卷 6 号 209 頁, 特に, 222, 224~226 頁 (1992)〔林健久教授の報告における指摘〕参照), 柴垣和夫(「労働力の商品化とその『止揚』——福祉国家・日本的経営・社会主義——」社会科学研究 43 卷 1 号 149 頁, 162 頁 (1991)), 「日本の『会社主義』はこのままでは続かない 全員参加型経営システムをどう克服するか」週刊エコノミスト 70 卷 10 号 (通巻 3000 号) 30 頁 (1992)〔但し, 「日本会社主義」は, 「極限化された法人資本主義, いわゆる日本的労使関係, それに日本的生産システムと競争システムを合成したものとして理解」されています (32 頁)], 「経済大国日本の国際的課題」⑦363 頁, 特に, 382~388 頁), 坂野潤治(「序論 西欧化としての日本近現代史」④1 頁, 11 頁注 (11)), 「戦前日本における『社会民主主義』, 『民主社会主義』, 『企業民主主義』」④227 頁。なお, 「民本主義と社会民主主義」社会科学研究 44 卷 1 号 2 頁 (1992) 参照), 田端博邦(「序論 現代日本の企業・社会・国家」⑤1 頁, 特に, 8~19, 21, 24 頁, 「現代日本社会と労使関係——労働運動における『企業主義』と『労働組合主義』——」⑤217 頁, 「『会社主義』再考」UP 通巻 235 号 (21 卷 5 号) 30 頁, 特に, 31 頁 (1992)〔ここでは次のように述べられています。「『現代日本社会』第 5 巻の『構造』は, 馬場氏の提唱する『会社主義』の構造を経済, 労働, 政治に即して解明することを意図しているが, 基本的なトーンを要約すれば, 日本の企業, 経済が成長と技術革新にきわめて強い生命力をもっている反面で, それを制御する労働の力や政治の力はきわめて弱い; ということであった。』」), 広渡清吾(「序論 いま, 何が問題か」⑥1 頁, 特に, 2~7 頁, 「『会社主義』と法の役割」UP 通巻 236 号 (21 卷 6 号) 33 頁 (1992)。なお, 下記に掲げる論稿を参照), 渡辺治(「現代日本国家の特殊な構造」①201 頁, 270 頁注 (152) 参照) などに依って, 幾度となく言及されております。

4. 「会社主義」と法

既に与えられた時間を遙かに過ぎています。先を急ぎます。この紹介で問題と致します『「会社主義」と法』に関して、広渡清吾教授を例に採ってみますと、(西)ドイツに関する論稿に限定致しましても、「現代社会と法 西ドイツと日本・完 『社会国家』と『会社主義』」時の法令 1349号 42頁(1989)(後に、広渡清吾・二つの戦後社会と法の間 日本と西ドイツ 213~232頁(1990)所収)、「社会国家と会社主義——企業体制を中心とした西ドイツと日本の比較」法の科学 18号 63頁(1990)、「ドイツの社会と法」戒能通厚=広渡清吾・法律学への第一歩 V 外国法——イギリス・ドイツの社会と法——151頁、特に、219~244頁(1991)などの「会社主義」関係の論稿がございます。(西)ドイツと日本の企業体制——「社会国家」と「会社主義」——を軸とした比較ですが、「会社主義」を考える上で有益ですので、後程是非御覧下さい(なお、ドイツの労資関係の概観を得るために、徳永重良「ドイツ資本主義と労資関係」戸塚秀夫=徳永重良編・現代労働問題——労資関係の歴史的動態と構造——217頁(1977)参照)。要するに、「ヨーロッパでは『社会に企業が埋め込まれている』のに対して、日本では『企業が社会を飲み込んでいる』という相違がある。」訳です(橋本寿朗「時評 経済」図書新聞 1992年3月7日)

ところで、これまで述べて来ました「会社主義」(論)の背景となっている法体系・法構造なり、法的システムに眼を転じてみますと——若し、そういうものが在ればという仮定の上での話しなのですが——、「会社主義」の広狭二義に相応して、暫定的ながらも、二つの問題枠組を設定できると思います(もっとも、馬場宏二教授のシリーズ中の論稿からの先の引用に見られますように、「被雇用者の、強い企業帰属」と「現代日本社会の体制」の「両者を会社という企業組織が媒介する。」と考えられるのであれば〔馬場宏二「現代世界と日本会社主義」①29頁, 62頁参照〕、以下のように、問題枠組を便宜二つに峻別するよりは、寧ろ、「会社という企業組織」の「媒介」の現実のありよう

に焦点を絞るべきかも知れません（傍点は引用者）。この点で、些か事情は異なってくるのではないかと思います。

第一に、マクロ・レヴェルでの問題。即ち、広義の意味での「会社主義」——「戦後日本の成長体制」（運営委員会）、「戦後日本の全体制を特徴づける呼称」, 「現代日本社会の体制の総括的呼称」（馬場宏二）, 「『会社』の存在構造」によって「規定される社会」, 現代日本の「企業の特有のあり方によって規定される現代日本社会それ自体」（広渡清吾）, 「第二次世界対戦後の日本の成長体制全体」（加藤哲郎）——と法の係わりです。このレヴェルの問題にあっては、就中、本間重紀教授の論稿が参考になるでしょう（本間重紀「所有の権力とその社会的支配——生活構造・社会構造の変化と企業」法の科学 16号 77頁（1988）, 同「日本における企業支配の法構造——日本企業の特殊性論と関連して——」経済法学会年報 12号（通巻34号）日本企業の構造・行動と法 21頁（1991）など。なお、広義の意味での「会社主義」（＝「企業社会」）における「法化」を論じた、広渡清吾「『会社主義』と法の役割」UP 通巻 236号（21巻6号）33頁, 特に、34～38頁（1992）が示唆に富みます。また、渡辺治教授の「企業社会」論もこのレヴェルで有益なことは言う迄もありません。

「企業社会」論について なお、先に触れました渡辺治教授の「企業社会」論には、御約束した行きがかり上、言及しておきたいのですが、時間がございません。関連する著作を御紹介しておきますので、後日御覧下さい。渡辺治教授の所説を検討したものとして、さしあたり、中富公一「戦後憲法史研究の視角と憲法学の課題について——渡辺治氏の所論の検討を通して——」法の科学 14号 166頁（1986）, 高橋祐吉＝志水遼＝木下武男＝光岡博美＝深谷信夫「シンポジウム 日本の企業社会と労働組合〈その2〉」賃金と社会保障 962号 4頁（1987）（特に、志水遼「報告2 企業社会の構造と労働組合運動——渡辺治『現代日本社会の権威的構造と国家』を素材として」及び「討論Ⅱ 渡辺治氏の理論化をどのように評価するか」（同誌 11～15, 21～29頁）参照）, 深谷信夫「『企業社会』分析の課題——渡辺治『現代日本社

会の権威的構造と国家』の検討」労働法律旬報 1248 号 4 頁 (1990), 同「企業社会論と法律学の課題」法の科学 19 号 20 頁 (1991), 本久洋一「『豊かな社会』日本の構造への一視角・上」労働法律旬報 1253 号 38 頁 (1990), 同「『豊かな社会』日本の構造への一視角・下」労働法律旬報 1254 号 22 頁 (1990) 参照。渡辺治教授の著作として, 渡辺治・日本国憲法「改正」史 (1987) (同書の書評として, 戒能通厚「書評 渡辺治著『日本国憲法「改正」史』」法律時報 59 卷 9 号 109 頁 (1987), 石田雄「書評 渡辺治著『日本国憲法「改正」史』」社会科学研究 39 卷 5 号 241 頁 (1988) [後に, 石田雄・平和・人権・福祉の政治学 146~163 頁 (1990) 所収], 高橋彦博「書評 渡辺治著『日本国憲法「改正」史』」法の科学 16 号 200 頁 (1988) など。また, 杉山光信「解釈改憲の進行とその社会的背景——渡辺治『日本国憲法「改正」史論』を読んで——」思想 755 号 159 頁 (1987) 参照), 同・現代日本の支配構造分析——基軸と周辺—— (1988), 同・「豊かな社会」日本の構造 (1990) (同書と馬場宏二教授の所説の疎隔については, 馬場宏二「現代世界と日本会社主義」①29 頁, 74 頁注(42) 参照), 同・企業支配と国家 (1991) (併せて, 後房雄「書評 渡辺治『企業支配と国家』」歴史学研究 637 号 52 頁, 特に, 53~55 頁 (1992) 参照), 同「一九八〇年代日本の国家体制・その方向——帝国主義的国家体制の確立をめぐる——」法の科学 11 号 6 頁 (1983) (後に, 渡辺治・企業支配と国家 177~212 頁 (1991) 所収), 同「現代日本社会分析の課題」賃金と社会保障 899 号 39 頁 (1984) (後に, 渡辺治・現代日本の支配構造分析——基軸と周辺——347~379 頁 (1988) (【付記】含む) 所収), 同「保守政治と革新自治体」歴史学研究会 = 日本史研究会編・講座 日本歴史 第 12 巻 現代 2 131 頁 (1985), 同「現代日本社会の権威的構造と国家」藤田勇編・権威的秩序と国家 181 頁 (1987) (後に, 渡辺治・企業支配と国家 55~108 頁 (1991) 所収), 同「高度成長期における戦後型支配構造の成立」歴史学研究 573 号 199 頁 (1987) (後に, 渡辺治・企業支配と国家 145~176 頁 (1991) 所収), 同「現代日本社会の構造・その歴史的形成」社会科学研究 40 卷 3 号 63 頁 (1988) (後に, 渡辺治・「豊かな

社会」日本の構造 44～106 頁 (1990) 所収), 同「現代日本社会像の再構成」UP 通巻 200 号 (18 卷 6 号) 21 頁 (1989), 同「現代日本の国家・法の構造——その形成と再編成——」法の科学 17 号 6 頁 (1989), 同「現代日本の労働者生活と人権状況」経済科学通信 65 号 10 頁 (1990) (後に, 基礎経済科学研究所編・日本型企业社会の構造 37～95 頁 (1992) (《追記》含む) 所収), 同「現代日本社会における権利のありよう」日本の科学者 26 卷 2 号 (通巻 277 号) 4 頁 (1991), 同「『戦後政治の総決算』へ——戦後史のなかの 80 年代——」歴史学研究会編・日本同時代史 第 5 卷 転換期の世界と日本 131 頁 (1991), 同「現代日本国家の特殊な構造」①201 頁, 同「現代日本社会と社会民主主義——『西欧型社会民主主義』への模索とその隘路——」⑤71 頁, 同「企業社会と社会民主主義」社会科学研究 44 卷 1 号 35 頁 (1992) など参照。なお, 渡辺治・企業支配と国家 (1991) 所収の論文については, 同書 213～230 頁の「補遺」を是非併せて参照して下さい。その他には, 渡辺治=加藤哲郎=安田浩=高橋祐吉「座談会 戦後日本社会の変容と変革の展望」労働法律旬報 1111 + 1112 号 15 頁 (1985), 渡辺洋三=宮本康昭=清水誠=渡辺治「座談会 国家・司法体制と市民法」法学セミナー 373 号 108 頁 (1986), 戸木田嘉久=成瀬龍夫=角谷登志雄=渡辺治「シンポジウム 日本型『企業社会』を考える」経済 326 号 8 頁 (1991) など参照。

第二に, ミクロ・レベルでの問題。即ち, 狭義の意味での「会社主義」——「企業の強い従業員凝集力」(運営委員会, 加藤哲郎), 「従業員の強烈な会社帰属意識」, 「被雇用者の, 強い企業帰属」(馬場宏二), 「『会社』の存在構造」, 「現代日本の企業の特有のあり方」(広渡清吾)——と法の係わりです。このレベルの問題にあっては, 就中, 武久征治教授の論稿が参考になるでしょう (武久征治「『営業の自由』と株式会社法」武久征治〔著者代表〕・効果的な権利保護と憲法秩序 119 頁 (1990), 同「現代日本における企業の社会的支配と商法—会社法の諸制度」法の科学 19 号 39 頁 (1991)——後者については併せて, 広渡清吾「社会国家と会社主義——企業体制を中心とした西ドイツと日

本の比較」法の科学 18 号 63 頁（1990）参照。なお、広渡清吾「『会社主義』と法の役割」UP 通巻 236 号（21 巻 6 号）33 頁，特に，38 頁（1992）が方向性を示唆しています）。

これらの諸問題が，シリーズ中で渡辺治「現代日本国家の特殊な構造」① 201 頁が主題の一つとした国家の脆弱性と深く係わっていることは明らかだと思います。この点では，馬場宏二教授が次のように述べていました。「外交路線をアメリカに委ね，経済成長を会社に依拠してそれに配慮する側にまわり，福祉政策さえかなりを会社に分担させて来た国家が，社会の最大の達成である経済成長の主体だった会社に比べて力が弱いのは当然であろう。日本会社主義は強力な組織形態を開発して来た。」「だが会社は，所詮私的資本としての性格を払拭し得ない。社会を公的に代表する国家が，社会の要求によってこの私的資本の行動を律する意思と能力を失って来たのが戦後の過程だった。」（馬場宏二「経済政策論と現代資本主義論」社会科学研究 41 巻 2 号 1 頁，63～64 頁（1989）参照）。

与えられました時間を超過していますので，このシリーズに収められています法学関係の論稿を幾つか簡単に御紹介，あるいは，関連文献を掲げておきます（筆者の関心から，小森田秋夫「『社会主義的法治国家』から『民主的法治国家』へ——一九九一年八月の〈革命〉と〈法〉——」③57 頁は省かせてもらいます）。

坂野潤治「歴史的前提としての欽定憲法体制」①163 頁については，内田満「書評 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 1 課題と視角』」社会科学 43 巻 6 号 201 頁，205～206 頁（1992）。関連して，坂野潤治・明治憲法体制の確立——富国強兵と民力休養——（1971），同「『戦後四〇年』と『昭和六〇年』」法学セミナー増刊・これからの日本の政治 26 頁（1984），同「政党政治の崩壊」坂野潤治＝宮地正人編・日本近代史における転換期の研究 349 頁（1985），同「政党政治の確立」歴史学研究会＝日本史研究会編・講座 日本歴史 第 9 巻 近代 3 83 頁（1985），同「日本近代史と今日の日本——『文明開化』と『自由民権』——」社会科学 38 巻 4 号 233 頁（1986），同「序

論 西欧化としての日本近現代史」④1頁，同「戦前日本における『社会民主主義』、『民主社会主義』、『企業民主主義』」④227頁，同「戦前日本の『自由』、『平等』、『成長』」UP通巻234号（21巻4号）34頁（1992），同「民本主義と社会民主主義」社会科学研究44巻1号2頁（1992）を併せて参照して下さい。

シリーズ 第2巻 国際比較 [1] 所収の，望月礼二郎「アメリカ社会の法化」②109頁，大久保史郎「現代アメリカ社会と最高裁判所」②135頁については，馬場宏二「序論 いまなぜ欧米か」②1頁，25～26頁の位置付け，「合評会 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 2 国際比較 [1]』」社会科学研究44巻1号174頁，特に，179～182，195～197頁（1992）（佐々木隆雄教授の報告における指摘，討論における望月礼二郎，大久保史郎両教授の発言）を御参照下さい。なお，前者は，後に触れる「法化」を扱ったシリーズ中唯一の論稿です。また，後者については，同じ著者に依る，大久保史郎「アメリカ司法審査制の現段階——現状分析の基礎視角をめぐって」法律時報57巻6号47頁（1985），同「アメリカ憲法理論の現段階・覚書——司法審査制論争を手がかりに——」名古屋大学法政論集109号65頁（1986）がありますので，興味がありましたら御参照下さい。

奥平康弘「司法審査の日本の特殊性」⑤407頁については，田端博邦「序論 現代日本の企業・社会・国家」⑤1頁，26頁に紹介がありますが，同じ著者に依る，奥平康弘「憲法訴訟の軌跡と理論」法学セミナー増刊・憲法訴訟2頁（1983）や樋口陽一＝辻村みよ子＝山内敏弘＝篠原一・憲法判例を通して見た戦後日本（1990）（なお，田口富久治「書評 樋口陽一・辻村みよ子・山内敏弘・篠原一著『憲法判例を通して見た戦後日本』」法律時報63巻1号85頁（1991）参照）——特に，樋口陽一「『違憲審査制革命』と問題の所在」（1～13頁），同「日本の制度とその運用——その特徴は？」（15～27頁），同「おわりに——裁判過程のなかの憲法と政治過程のなかの憲法」（173～183頁），篠原一＝樋口陽一＝辻村みよ子＝山内敏弘「対話・憲法判例から見た戦後日本」（185～237頁）——が併せて読まれるべきだと思います。また，違憲判決の分

析や「憲法訴訟の訴訟外的な効果」については、憲法訴訟の「制度改革」的側面に迄視野を広げた、野中俊彦＝江橋崇＝浦部法穂＝戸波江二・[ゼミナール]憲法裁判(1986)、「厳格憲法解釈論」を説く、内野正幸・憲法解釈の論理と体系(1991)が参照されるべきでしょう(特に後者については、奥平康弘「試論・憲法研究者のけじめ——とくに教育法学者に教えをこう」法学セミナー369号8頁(1985)、樋口陽一「1987・憲法論的考察」思想755号5頁、特に、10～12頁(1987)、市川正人「憲法解釈学の役割・再考——『厳格憲法解釈』の意義と限界」ジュリスト884号30頁(1987)、長谷部恭男「論争・憲法学」
35 厳格憲法解釈論の本質と精神——書評＝内野正幸『憲法解釈の論理と体系』法律時報63巻8号68頁(1991)を併せて参照)。

生活過程(資本－賃労働関係)を扱った、シリーズ第6巻 問題の諸相 に収められた、稲本洋之助「現代日本社会の土地問題」⑥211頁、戒能通厚「戦後日本の都市形成とその法理」⑥259頁、宮崎良夫「環境法の課題」⑥299頁の三論文については、広渡清吾「序論 いま、何が問題か」⑥1頁、15～22頁が適切な位置付けを行なっています。なお、この三論文については、戒能通厚『『現代土地法論』への論争的アプローチ』乾昭三編・土地法の理論的展開3頁(1990)を併せて参照して頂ければ幸いです。

広渡清吾「外国人と外国人政策の論理」⑥377頁については、関連して、同じ著者に依る、広渡清吾「西ドイツの外国人と外国人政策(一)」社会科学研究所41巻6号1頁(1990)、同「ドイツの外国人問題と国籍」百瀬宏＝小倉充夫編・現代国家と移民労働者39頁(1992)、同「外国人受け入れの法的論理」梶田孝道＝伊豫谷登士翁編・外国人労働者論——現状から理論へ63頁(1992)、同「法律時評 定住外国人の選挙権」法律時報58巻10号2頁(1986)、同「ドイツにおける外国人の地方参政権」徐龍達編・定住外国人の地方参政権168頁(1992)などを併せて参照して下さい。

室山義正「日米安保体制の構造と論理——共同防衛論とタダ乗り論——」⑦245頁については、柴垣和夫「序論 日本資本主義の国際的軌跡」⑦1頁、43～44頁の位置付けを、また、同じ著者に依る、室山義正・日米安保体制 上

平和憲法制定から沖縄返還まで（1992）、同・日米安保体制 下 ニクソン・ドクトリンから湾岸戦争後まで（1992）を参照して下さい。

5. む す び

最後になりましたが、このシリーズ全7巻中で「キーワード」として「会社主義」に比肩し得る、あるいはまた、その可能性の在った議論がないのか、という問題がございますので先を急ぎたいと思います。この点では、昨年9月半ばの朝日新聞の文化欄に掲載された馬場宏二教授の記事が参考になると思われますので、便宜御紹介して置きます。

「会社主義とともに『政治の消滅』『低位法化社会』もキーワードにしておけばよかった。『現代日本社会』は『政治の拡散』まではいっていたから、あと一息だった。経済一流政治三流というが、戦後日本が社会のもつエネルギーの大部分を会社に注いだ当然の結果だった。そこで日本はまず経済発展力で先駆性を示した。冷戦後はアメリカも西ヨーロッパも、ダッチロールをしながら内向きになった。……日本は、政治の消滅という点でも先駆的だったのである。」（馬場宏二「キーワードは『会社主義』 共同研究『現代日本社会』を終えて」朝日新聞 1992年9月14日夕刊・文化欄）（もっとも、これに続いて、次のような記述がある。「『過剰富裕化』も『現代日本社会』にしのばせたキーワードだった。」）

この引用中、本稿表題に関連するのは、言う迄もなく、「低位法化社会」です。

「政治の消滅」「政治の拡散」については、別の機会を待って論じたいと思いますが、取り合えず、加藤榮一教授に代表される「『現代』=組織化視角」（7～8頁参照）から「資本主義の組織化の進展が社会の組織化をもたらし、政治を変貌させ」る、という脈絡で説く（10～11頁参照）運営委員会「序論 現

代日本社会の構造と特殊性——問題の提起——」①1頁，特に，11～12頁。
また，有賀弘「政治社会の変容と政治思想」①129頁，155頁の論及を参照。

この「低位法化社会」にいう「法化」（「法現象化」「法制化」）（Verrechtlichung; legalization, juridification）論は，今日わが国においても，アメリカ，及び，（西）ドイツの議論が相当程度に紹介・摂取されております（シリーズに収められたものとすと，アメリカについて，望月礼二郎「アメリカ社会の法化」②109頁があります。なお，奥平康弘「司法審査の日本の特殊性」⑤407頁参照）。この「法化」論については，広渡清吾教授が，先に掲げました諸論文やシリーズ中においても言及しています（広渡清吾「序論 いま，何が問題か」⑥1頁，6頁参照）。

この場合，（西）ドイツの「法化」論が主として「国家の過剰」を俎上に載せるのに対して，一方のアメリカの「法化」論が「市場の過剰」を俎上に載せていることに留意して頂きたいと思います（この点の指摘は，広渡清吾『『会社主義』と法の役割』UP通巻236号（21巻6号）33頁，35頁（1992）参照）。興味深いのは，前者——（西）ドイツのそれです。この法化論を自覚的に分析枠組として用いた嚆矢と思料されますのは，ドイツの集団主義的労働法理論を迫った西谷敏教授の著作ですが（西谷敏「ドイツ集団的労働法の展開過程1」法律時報55巻2号61頁，特に，66頁（1983）〔後に，加筆されて，同・ドイツ労働法思想史論——集団的労働法における個人・団体・国家——14～16頁（1987）〕参照。なお，同「現代法論の新たな展開に向けて」法の科学15号207頁，特に，213～216頁（1987）〔「補論 現代日本法と法化」〕，同「ドイツ労働法思想史の若干の課題について——労働関係図書優秀図書賞を受賞して」法律時報60巻12号100頁，特に，101頁（1988）参照），時間が迫っておりますので仔細は割愛させていただきますが，「法化」（Verrechtlichung）—「非法化」（Entrechtlichung）論には十分留意して頂いて宜しいかと思えます（さしあたり，「学会展望 〈ドイツ法〉」国家学会雑誌103巻5＝6号65頁，78～80頁（1990）〔広渡清吾執筆〕，広渡清吾『『会社主義』と法の役割』UP通巻236

号(21巻6号)33頁,特に,35~38頁(1992),糊澤能生「法化とポスト介入主義法モデル」法の科学16号159頁(1988),同「福祉国家における法のディレムマ」法の科学18号85頁(1990)など参照。なお,「会社主義」と係わる企業の法化論については,広渡清吾「社会国家と会社主義——企業体制を中心とした西ドイツと日本の比較」法の科学18号63頁,特に,72~73頁(1990),同「ドイツの社会と法」戒能通厚=広渡清吾・法律学への第一歩 V 外国法——イギリス・ドイツの社会と法——151頁,特に,230~238頁(1991)参照。

紹介者である私の興味,関心から,随分と偏倚した御紹介に終始しました。以上で,東京大学社会科学研究所編『現代日本社会』(全7巻)の紹介を兼ねまして,「『会社主義』と法」という与えられましたテーマについてのお話を閉じたい,と思います。なお,シリーズに関連して,有益なものとして,藤田勇編・権威的秩序と国家(1987)——取り分けても,戒能通厚(「資本主義の諸段階と権威的秩序——法の諸類型についての一考察——」3頁),名和田是彦(「法的社会制御と権威的社会関係」31頁),加藤哲郎(「現代資本主義の国家形態」87頁),安田浩(「近代天皇制国家試論」119頁),山本義彦(「戦間期日本資本主義の労資関係と権威的秩序の再編——国際連盟報告書の分析を通して——」151頁),渡辺治(「現代日本社会の権威的構造と国家」181頁),田端博邦(「現代日本の労資関係と国家——国際比較の視点から——」299頁)といった諸教授の論文——を(それらの位置付けについては,藤田勇「序」同書i頁,特にiv~vi, viii頁。書評として,田口富久治「書評 藤田勇編『権威的秩序と国家』」法律時報60巻1号116頁(1988)参照),また,加藤哲郎・国家論のルネサンス(1986),同・ジャパメリカの時代に——現代日本の社会と国家——(1988),同・戦後意識の変貌(1989),同・社会と国家(1992),同「現代資本主義の国家形態」藤田勇編・権威的秩序と国家87頁(1987),同「国民意識の変化と『生活保守主義』」歴史学研究会編・日本同時代史 第5巻 転換期の世界と日本63頁(1991),同「現代における社会民主主義の諸相——ドイツ社会民主党の転換を中心に」和田春樹=小森田秋夫=近藤邦康編・〈社会主義〉それぞれの苦悩と模索34頁(1992)を参照して下さい。

* * *

〔付記〕 本稿は、都内の法学部学生によるある読書会で懇話されて1992年夏に行なった東京大学社会科学研究所編・現代日本社会〔全7巻〕の紹介を下にしており、そのため、私見を開陳することは極力控え、出来る限りシリーズと関連する文献の紹介・案内に徹した。その際の紹介では「『会社主義』と法」を副題とし、正面から直接触れることはなかった。が、今回その読書会でのテープを起こして原稿にするにあたり、本稿表題の「『会社主義』と法」に関連、関係する叙述・文献を若干ではあるが追記し、1992年夏以降に公にされた著作・論文等を付け加えた。また、宇塚篤君（中央大学法学部学生）には、近時の文献について教示・助力を得た。なお、筆者がこのシリーズ全7巻をテキストとして採用した中央大学法学部の演習——テーマは、「戦後日本の法・法学と社会」（1991年度）、「現代日本の国家と社会」（1992年度）——のために作成・配布した関連文献リスト（A4版約180枚）を希望の方は、筆者迄その旨連絡されたい。

脱稿後、シリーズ全7巻を総括的に評した、名和田是彦「ジュリスト書評 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会』全7巻」ジュリスト1012号118頁（1992）があらわれた。示唆に富み、教えられるところも多かった。

（1992年11月）

東京大学社会研究所編・現代日本社会〔全7巻〕（1991年3月～1992年5月）

巻	巻題名	論文題名	執筆者
1	課題と視角	序論 現代日本社会の構造と特殊性 —問題の提起— 現代世界と日本会社主義 福祉国家システムの再編 —プライベート化の歴史的意味— 政治社会の変容と政治思想 歴史的前提としての欽定憲法体制 現代日本国家の特殊な構造 「近代化」と人口	運営委員会 (起稿—渡辺治) 馬場 宏二 加藤 榮一 有賀 弘 坂野 潤治 渡辺 治 竹内 啓

2	国際比較 [1]	<p>序論 いま、なぜ欧米か アメリカ資本主義の投機性 レーガン政権期のアメリカ アメリカ社会の法化 現代アメリカ社会と最高裁判所 サッチャー時代の歴史的文脈 —製造業の衰退の問題— コール政権の政策転換とその限界 遅れた来た「豊かな社会」の政治変容 —一九八〇年代のイタリア— スウェーデンにおける平等主義と市場経済 —連帯的賃金政策を中心に—</p>	<p>馬場 宏二 馬場 宏二 渋谷 博史 望月礼二郎 大久保史郎 毛利 健三 平島 健司 馬場 康雄 戸原 四郎</p>
3	国際比較 [2]	<p>序論 世界戦争の時代の終わりとソ連・東アジア ペレストロイカ —ゴルバチョフ段階の成果と危機— 「社会主義的法治国家」から「民主的法治国家」へ —一九九一年八月の〈革命〉と〈法〉— 自主管理社会主義の時代とその終焉 —ユーゴスラヴィアの党社会主義体制— 中国社会主義の転換と困難 —「救亡と啓蒙」を中心に— 中国における経済改革の模索 東南アジア経済論 —思想の輸出から工業製品の輸出へ— 「民主化」の政治経済学 —東アジアにおける体制変動— 韓国の達成 フィリピン—混迷と希求と—</p>	<p>和田 春樹 和田 春樹 小森田秋夫 岩田 昌征 近藤 邦康 田島 俊雄 末廣 昭 藤原 帰一 倉持 和雄 高橋 彰</p>
4	歴史的 前提	<p>序論 西欧化としての日本近現代史 近世日本の〈職業〉観 近代日本の社会秩序 近代日本の企業秩序 政党内閣制の崩壊—一九三〇—一九三二年— 戦前日本における「社会民主主義」, 「民主社会主義」, 「企業民主主義」 戦前日本における労働運動・農民運動の性質 官僚と労働者問題—産業報国会体制論— 戦時計画経済と企業</p>	<p>坂野 潤治 平石 直昭 成沢 光 利谷 信義 増田 知子 坂野 潤治 西田 美昭 安田 浩 岡崎 哲二</p>

5	構 造	<p>序論 現代日本の企業・社会・国家 日本企業史序説 ー大企業ランキングの安定と変動ー 大企業体制の経済構造 企業社会の形成と日本社会 ー「資産所有民主主義」の帰結ー 大企業の労資関係 ー“フォーマル”機構・“インフォーマル”組織ー 現代日本社会と労使関係 ー労働運動における「企業主義」と「労働組合主義」ー 現代日本社会と社会民主主義 ー「西欧型社会民主主義」への模索とその隘路ー 一九六〇年代と七〇年代の日本政治 構造的再編成の政治過程ー八〇年代の政治ー 司法審査の日本の特殊性</p>	<p>田端 博邦 山崎 広明 橋本 寿朗 金子 勝 山本 潔 田端 博邦 渡辺 治 村松 岐夫 佐々木 毅 奥平 康弘</p>
6	問 題 の 諸 相	<p>序論 いま、何が問題か 現代日本社会と女性ー労働・家族・地域ー 高齢化社会と家族 ー家族の変容と社会保障政策の展開方向との関連でー 学校教育と日本社会 現代日本社会の土地問題 戦後日本の都市形成とその法理 環境法の課題 日本農業の国際化と農業の国民経済的価値 外国人と外国人政策の論理 戦後日本の社会階層とその変動 一九五五ー一九八五年</p>	<p>広渡 清吾 大沢 真理 原田 純孝 副田 義也 稲本洋之助 戒能 通厚 宮崎 良夫 佐伯 尚美 広渡 清吾 富永 健一</p>
7	国 際 化	<p>序論 日本資本主義の国際的軌跡 パックス・アメリカーナ後退期の日米関係 日本の債権国化 国際化戦略の論理と展望 ー日本の企業を中心にー 日本的生産システムの対米移転 ー在米日本工場にみる技術移転の諸側面ー アジアの職場と日本企業の国際化 日米安保体制の構造と論理 ー共同防衛論とタダ乗り論ー 歴史の反省と経済の論理 ー中国・ソ連・朝鮮との国交交渉からー アジア冷戦の国際政治構造 ー中心・前哨・周辺ー 経済大国日本の国際的課題</p>	<p>柴垣 和夫 五百旗頭真 河合 正弘 土屋 守章 安保 哲夫 小池 和男 室山 義正 和田 春樹 藤原 帰一 柴垣 和夫</p>